

公 示

掲 示 期 間	自	平 成 2 0 年 2 月 1 6 日
	至	平 成 2 0 年 2 月 2 6 日
管 理 室 承 認		

次のとおり、企画競争について公示します。

平成19年 2月16日

支出負担行為担当官

厚生労働省医薬食品局長 高橋 直人

1 企画競争に付する事項

平成19年度覚せい剤等撲滅啓発事業

2 事業実施期間

契約締結日から平成20年3月31日(月)まで

※契約締結は平成19年4月2日以降となる

3 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項(以下の要件をすべて満たす者)

- (1) 民法第34条に基づき設立された公益法人、社会福祉法人、特定非営利法人等の営利を目的としない法人。
- (2) 薬物乱用防止に関する啓発及び教育を行った実績があること。
- (3) 本事業を行うに当たっての事務所があること。
- (4) 各地方公共団体等関係機関、関係団体との各種調整を円滑に行うことが可能な者であること。
- (5) 本事業の趣旨を十分理解し、青少年等に対する啓発等を誠実に行える者であること。

4 契約候補者の選定

「覚せい剤等撲滅啓発事業に係る企画書募集要領」に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

5 企画競争説明書を交付する日時及び場所

- (1) 日時 平成19年2月16日(金)～2月26日(月) 10:00～12:00、13:00～17:00
- (2) 場所 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課啓発推進係 担当：嶋田、原田
TEL：03-5253-1111(内線2778)
FAX：03-3501-0034

6 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 平成19年2月28日（水）までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成19年3月2日（金）までに企画競争参加者に対してFAXにて行う。

7 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成19年3月9日（金）17時00分
- (2) 提出先 5（2）に同じ
- (3) 提出方法 直接提出（持参）とする。

なお、提出時に30分程度のヒアリングを行うため、提出方法の詳細について別途企画競争に参加を希望した者に指示する。

8 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

9 その他

詳細は、「覚せい剤等撲滅啓発事業に係る企画書募集要領」による。

【本件担当、連絡先】

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

担当：厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課啓発推進係 嶋田、原田

TEL：03-5253-1111（内線2778）

FAX：03-3501-0034

覚せい剤等撲滅啓発事業に係る企画書募集要領

1 総則

平成19年度覚せい剤等撲滅啓発事業に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

本覚せい剤等撲滅啓発事業の内容は、別添「覚せい剤等撲滅啓発事業に係る企画書作成のための仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3 事業実施期間

契約締結日から平成20年3月31日（月）まで

※契約締結は平成19年4月2日以降となる

4 事業委託予算額（限度額）

85,963千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

上記事業委託予算額は、平成19年度政府予算案であり、当該予算案成立後に変動する可能性がある。

このため、実際の事業委託予算額は、平成19年度予算案成立後、受託者に通知する。

5 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 民法第34条に基づき設立された公益法人、社会福祉法人、特定非営利法人等の営利を目的としない法人。
- (2) 薬物乱用防止に関する啓発及び教育を行った実績があること。
- (3) 本事業を行うに当たっての事務所があること。
- (4) 各地方公共団体等関係機関、関係団体との各種調整を円滑に行うことが可能な者であること。
- (5) 本事業の趣旨を十分理解し、青少年等に対する啓発等を誠実に行える者であること。

6 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

(1) 受付先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課啓発推進係 担当：嶋田、原田

TEL：03-5253-1111（内線2778）

FAX：03-3501-0034

(2) 受付期間 平成19年2月28日（水）までの10:00～17:00

(3) 回答 平成19年3月2日（金）までに企画競争参加者に対してFAXにて行う。

7 企画書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

① 企画書

仕様書（別添1）及び事業委託内容（別添2）に基づいた事業計画書及び事業計画予算書を（様式1）に従って作成する。

② 法人概要

ア 法人の事業目的が確認できる文書（例：定款、寄付行為等）

イ 法人の役員名簿及び組織図

ウ 法人の事業内容が確認できる文書（例：平成18年度の事業計画書、予算書等）

エ 法人の事業実績が確認できる文書（例：過去の事業報告書等）

(2) 提出期限等

① 提出期限

平成19年3月9日（金）17時00分

② 企画書等の提出場所及び作成に関する問い合わせ先

6（1）に同じ。

③ 提出部数

ア 企画書（事業計画書、事業計画予算書） 2部

イ 法人概要 2部

④ 提出方法

直接提出（持参）とする。

なお、提出時に30分程度のヒアリングを行うため、提出方法の詳細について別途企画競争に参加を希望した者に指示する。

⑤ 留意事項

ア 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことができない。また、返還も行わない。

イ 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 一者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

エ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。

オ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。

カ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

8 評価の実施

(1) 選定の方法

「覚せい剤等撲滅啓発事業に係る企画書等評価基準及び採点表」に基づき、提出された有効な企画書等について評価を行い、業務の目的に最も合致し、かつ最も評価の高い企画書等を提出した一者を選定する。その際、必要に応じ事業の実施に係る条件等を付する場合がある。

(2) 選定結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

9 その他

(1) 企画書等に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 本企画競争参加者に要求される事項

本企画競争に参加を希望する者は、本募集要領5の参加資格を有することを証明する下記の書類を平成19年2月26日(月)17時00分までに6(1)の場所に提出しなければならない。

- ① 民法第34条に基づき設立された公益法人、社会福祉法人、特定非営利法人等の営利を目的としない法人であることを証明するもの。
- ② 薬物乱用防止に関する啓発及び教育を行った実績を有する者であることを証明するもの。
- ③ 本事業を行うに当たっての事務所を有する者であることを証明するもの。

覚せい剤等撲滅啓発事業に係る企画書作成のための仕様書

1 事業実施の趣旨

我が国の薬物乱用の現状は、依然として覚せい剤事犯による検挙者数が薬物事犯の検挙者数の大多数を占めているが、近年では、大麻事犯やMDMA等合成麻薬事犯による検挙者数も高水準で推移し、特に、20歳代を中心とした若年層への乱用の拡大が顕著となっており、憂慮すべき状況にある。

こうした状況の中で、麻薬・覚せい剤等の薬物乱用を撲滅することは緊急の課題であることから、取締りは勿論のこと、国民一人一人に薬物乱用による弊害を正しく認識させ、薬物乱用を許さない国民世論を形成し、薬物乱用の撲滅を目的とする。

2 事業の対象

(1) 中堅的な指導員を養成するための研修会事業

薬物乱用防止指導員、都道府県衛生主管部(局)の職員等

(2) 上記以外の事業

国民全般、特に青少年

3 事業委託内容(詳細は別添2「覚せい剤等撲滅啓発事業の委託内容」参照)

次に掲げる事業を行うものとする

(1) 薬物乱用防止キャラバンカーの運行管理

薬物乱用防止キャラバンカー(薬物標本やビデオコーナーなどを備えた大型のバス)を要請のあった学校等へ専門の指導員とともに派遣し、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を図る。

(2) 青少年薬物乱用防止啓発事業

地域に根ざした啓発活動を推進するため、各地域情勢を踏まえ、地域住民が参加し、薬物問題をより身近に感じることができる小規模な集会を開催する。

(3) 薬物乱用防止中堅指導員養成事業

小学校における薬物乱用防止教室の講師等として、より身近に対応することができる中堅的な指導員を養成するための研修会を開催する。

4 事業実施期間(事業契約期間)

契約締結日から平成20年3月31日(月)まで

※契約締結は平成19年4月2日以降となる。

5 事業委託予定額(限度額)

85,963千円(消費税及び地方消費税額を含む。)

上記事業委託予定額は、平成19年度政府予算案であり、当該予算案成立後に変動す

る可能性がある。

このため、実際の事業委託予定額は、平成19年度予算案成立後、受託者に通知する。

6 事業の引継ぎ

- (1) 受託者は、次期受託者に対し、本仕様書に記載されている事業の引継ぎを行わなければならない。
- (2) 受託者は、事業受託期間内に取得したすべての情報（個人情報を含む。）を次期受託者に引き継がなければならない。
- (3) 引継ぎに要する期間は、次期受託者が事業受託後速やかに事業を履行できるよう、両受託者で協議の上、決定すること。
ただし、受託者の事業受託期間終了の1週間前には引継ぎを開始しなければならない。
- (4) 引継ぎに要した費用は、両受託者の負担とする。

7 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、警察署等関係する官公庁、団体等と十分調整を行い、事故及びトラブルに万全を期すこと。
- (2) 事故及びトラブルについては、受託者が責任をもって処理を行うこと。
- (3) 著作権等に抵触するものについては、受託者が責任をもって処理を行うこと。
- (4) その他、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議の上決定する。

覚せい剤等撲滅啓発事業の委託内容

事業項目	規模・内容等	備考
<p>1 薬物乱用防止キャラバンカー一連管理事業</p>	<p>規模・内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○薬物乱用防止キャラバンカーを用いた学校等での薬物乱用防止教育への支援の企画立案 ○円滑な派遣のための体制の構築 ○薬物乱用防止キャラバンカーの保守管理 ○駐屯場(大型)の用意 ・車両に搭載している各種機材・資材の保守管理(機材の修理、資材の補充等) ・派遣依頼者との日程、実施内容等に関する連絡調整 ・派遣依頼者との指導演員(講師)の選定等、実施内容の立案 ・薬物乱用防止指導演員、各都道府県、警察、教育委員会等関係機関・関係団体との連絡調整 ・車両及び指導演員の派遣 ・指導演員への謝金、旅費、宿泊費の支払、 ・本事業に係るすべての取組み(求めに応じて即時提出) ・日々の派遣状況の取りまとめ(求めに応じて即時提出) ・実施結果報告書の作成 など 	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道、東北、関東、中国四国の各地区1台、関東圏越地区2台計5台 ・設置場所は地域情勢を踏まえ適当な場所を選択する ・可能な限り1か所でも多く派遣できるよう、日程調整を行う ・派遣依頼者の求めに即した内容を提案・提供する
<p>2 青少年薬物乱用防止啓発事業</p>	<p>規模・内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集会の開催に関する企画立案 ・開催する地域の選定 ・会場及び各種機材の用意 ・日程、ポスター、プロダクト、講師の選定等、実施内容の立案 ・ポスター、プロダクト、講師の選定等、実施内容の立案 ・実施要領、指導演員、各都道府県、警察、教育委員会等関係機関・関係団体との連絡調整 ・集会の運営 ・講師謝金、旅費、宿泊費の支払 ・本事業に係るすべての実施結果報告書の作成 など 	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国で最低限5か所 ・講師は当該地域で活動している者、有識者を選定すること ・ハネルディスプレイス、カカッソン等により、薬物問題をよき近に感じることができると望ましい
<p>3 薬物乱用防止中堅指導演員養成事業</p>	<p>規模・内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修に関する企画立案 ・日程、要領、講師の選定等、実施内容の立案 ・実施要領、講師の選定等、実施内容の立案 ・研修会の運営 ・講師謝金、旅費、宿泊費の支払 ・本事業に係るすべての実施結果報告書の作成 など 	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都内で最低限2日間、200名程度 ・講師は各分野で活動している者、有識者を選定すること ・対象者は薬剤師や保健師等薬物に関する知識を有している者であることを考慮する

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

厚生労働省医薬食品局長 殿

(団 体 名)

(代 表 者 名)

印

平成19年度覚せい剤等撲滅啓発事業の
企画書等の提出について

標記について、次のとおり企画書等を提出いたします。

1 企画書

(1) 事業計画書 別紙1

(2) 事業計画予算書 別紙2

2 法人概要

事業計画書

- 1 事業項目
- 2 事業目的
- 3 事業対象
- 4 事業内容
- 5 実施方法
- 6 実施期間（時期、日時等）
- 7 実施体制

※ 事業項目（別添2参照）ごとに上記2～7までを具体的に記載すること。

※ 必要に応じ、記載した内容の詳細を説明する資料を添付すること。

事業計画予算書

(単位：円)

経費区分	支出予定額	積算内訳
1 薬物乱用防止キャラバンカー 運行管理事業経費 (1) 〇〇〇〇 (2) 〇〇〇〇 ⋮		
2 青少年薬物乱用防止啓発事業 経費 (1) 〇〇〇〇 (2) 〇〇〇〇 ⋮		
3 薬物乱用防止中堅指導員養成 事業経費 (1) 〇〇〇〇 (2) 〇〇〇〇 ⋮		
4 消費税及び地方消費税		
合 計		

再委託の相手方の住所等について

(単位：円)

1 再委託の相手方の住所、氏名、選定方法
2 再委託の業務範囲
3 再委託の必要性
4 再委託する事業に係る経費

※ 事業の履行を確保するため受託事業の一部を再委託する必要がある場合に提出すること。

※ 提出の必要がある場合は、併せて、事業計画予算書(別紙2)の積算内訳欄の該当部分に、再委託する事業に係る経費であることが分かるように記載すること。